

「応用物理学会放射線奨励賞」規程

1. 本規程は放射線に関連する新進の若手研究者に対して応用物理学会放射線分科会（以後放射線分科会と言う）が行う表彰について定める。
2. 本表彰を「応用物理学会放射線奨励賞」という。英語名は、JSAP Ionizing Radiation Division, Encouragement Awardとする。
3. 表彰の対象は放射線に関する独創的研究で、将来の研究の進展または技術の向上が期待される成果で、原則として過去3年間に学術論文誌に論文として公表され、その内容を応用物理学会春季／秋季学術講演会にて発表したものを対象とする。
4. 受賞者は放射線分科会会員とし、原則として公募開始日以降の4月1日の時点で40歳以下のものが受賞対象となる。なお、産前・産後休暇や育児休業の期間があり、その期間を除くことで40歳未満に相当する場合は有資格者とする。
5. 受賞者は公募に応じた自薦および他薦の候補者から選考する。
6. すでに公に顕著な賞を受けた論文は、放射線賞の対象論文としない。
7. 表彰は毎年1件以内とする。
8. 表彰は賞状および盾の授与とする。
9. 表彰は毎年「応用物理学会秋季学術講演会」期間中に行う。なお、受賞者には学術講演会での記念講演、ならびに、「放射線」での解説論文の投稿を依頼する。
10. 放射線分科会幹事会は毎年11月までに受賞候補者募集要項を「放射線」および「応用物理」誌上に公表し、広く募集する。
11. 受賞者の選考は放射線分科会幹事長が委嘱した「応用物理学会放射線奨励賞」選考委員会が行なう。
12. 放射線分科会幹事長は選考委員会より選考経過および結果について報告を受け、受賞者を決定する。放射線分科会幹事長は選考の経過および結果を応用物理学会理事会および放射線分科会幹事会に報告する。
13. 本賞の実施に関する必要な事項の審議および決定は放射線分科会幹事会が行なう。
14. 本規程は、総務担当理事の承認を経て改正することができる。

附則 本規程は2011年3月25日から施行する。

2015年9月28日 総務担当理事承認

2018年11月8日 改正 総務担当理事承認

2022年11月7日 改正 総務担当理事承認